

日頃の備えが大切  
—子どもたちに備蓄配布—



8月31日(火)、9月1日(水)、町内の小・中学校及び保育所で、役場職員による備蓄品の配布が行われました。

この事業は、防災教育として防災の日(9月1日)に合わせて毎年行われており、町で保管している備蓄品を配ることで、災害に対する日頃の備えを啓発するものです。

仕事のご依頼を  
お待ちしております!

センターには、永年の職業を通じて豊かな経験と能力をもつ高齢者の方々が会員として登録されており、多岐にわたる仕事が可能です。

仕事のご依頼のほか、会員への登録についてなど、詳しいお問い合わせ、お申込みは下記連絡先までお願いします。



〒649-1212 日高町大字小中1308番地  
(ふれあいセンター内)

月曜～金曜 9:00～16:00 (祝日除く)

日高町シルバー人材センター

☎ 70・0385

E-mail:hidakacho.sjc@za.ztv.ne.jp

紀勢本線を  
利用しよう



電車は、子どもから高齢の方まで誰もが利用しやすく、特に車を運転しない人にとってはなくてはならない大切な交通手段です。

しかし、近年道路交通網の進展により、紀勢本線の乗降客数は年々減少しています。生活基盤であることはもとより、地域振興や産業振興にとっても欠かせない紀勢本線を、地域で支えることも必要です。私たち地域の鉄道を守るためにも、旅行などお出かけの際には、

- ☆ 安全性が高い
- ☆ 地球環境への影響が少ない
- ☆ 渋滞なしで時間に正確

といった利点の多い電車を、ぜひご利用ください。

【紀勢本線活性化促進協議会】



## 企画 まちづくり課 お知らせ

お問い合わせ  
☎63・3806

あなたの声を  
お寄せください

10月18日～24日は

「行政相談週間」です



行政相談委員  
(総務大臣委嘱)  
嶋田 敏さん

総務省行政相談センター

まぐみみ和歌山

行政相談委員は、住民のみならず、国との行政機関などの業務に関する苦情やご意見・ご要望をお聞きして、公平・中立な立場からその解決や実現を促進する役目です。

ご相談は、口頭、電話、手紙、インターネット等でも可能です。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご利用ください。

土地の取引には  
届出が必要で  
す

## 国土利用計画法による 土地取引の届出制度

国土利用計画法により、土地の売買などの取引をしたときは、買主は契約締結後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を書いた土地売買等届出書を、役場に提出しなければなりません。

日高町では、1万平方メートル以上の土地の取引について届出が必要です。1筆の面積が1万平方メートル以上の取引はもちろんのこと、1筆の面積が1万平方メートルに満たなくても、複数の筆の面積を合算すると1万平方メートル以上のひとまとまりの土地になる場合や、以前にこの届出を行った土地に隣接して新たに土地を買いたす場合などでも届出が必要になります。

なお、この届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰せられることがありますのでご注意ください。土地売買等届出書は、県ホームページに掲載されていますので、ダウンロードの上、企画まちづくり課にご提出ください。

## 総務課 お知らせ

お問い合わせ  
☎63・2051



## 10月6日(水) Jアラート試験放送

10月6日(水)に、Jアラートによる緊急情報伝達の試験放送を行います。町内一円に設置している防災行政無線から、次の内容が放送されます。

### 【内容】

(上りチャイム音)

「これは、Jアラートの

テストです」

(3回)

「こちらは防災日高町です」

(下りチャイム音)

【日時】10月6日(水)

午前11時00分頃



## 上下水道課 お知らせ

お問い合わせ  
☎63・3805

## 下水道への接続は お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場HP「日高町排水設備指定工事業者(一覧表)」(下記QRコード)で紹介しています。

